

# 泉南市教育委員会令和2年第11回定例会会議録

## (1) 日時・場所

令和2年11月17日(火)

午後3時00分 開会 午後5時01分 閉会

泉南市役所 大会議室において

## (2) 教育委員会出席者

古川 聖登	教育長
片木 哲男	教育委員会委員(教育長職務代理者)
藪内 進	教育委員会委員
柳澤 泰志	教育委員会委員
太田 淳子	教育委員会委員

## (3) 事務局出席者の職氏名

岡田 直樹	教育部長
阪上 浩之	教育部参与
桐岡 秀明	教育総務課長
高山 智史	生涯学習課長
石橋 広和	教育部参事(人権・WMG担当)
山口 雅美	教育部参事(青少年センター館長)
西村 信子	文化振興課長
岩崎 誠	指導課長
北口 隆	教育部参事(教職員人事担当)
奥田 好幸	人権国際教育課長

## (4) 休憩・遅刻等について

## (5) 会議録署名者の氏名

古川 聖登  
片木 哲男

泉南市教育委員会 令和2年第11回定例会 議事日程

令和2年11月17日(火) 午後3時00分 開会

泉南市役所 大会議室

日程番号	議案等の番号	件名
日程第1		開 会 会議録署名者の指名
日程第2	報告第1号	教育長報告
日程第3	報告第2号	事務局報告 (1) 泉南市立学校情報セキュリティポリシーの制定について (2) 泉南市学習用タブレット等貸与要綱の制定について
日程第4	議案第1号	泉南市公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第5	議案第2号	令和元年度泉南市教育委員会点検・評価報告書について
日程第6	議案第3号	令和3年度泉南市立小・中学校教職員人事基本方針について
日程第7	議案第4号	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第5号	令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会所管分)について
日程第9	議案第6号	泉南市立小中学校再編計画<複数原案>について
日程第10		その他 ・学校給食アンケート結果について ・ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催延期の経緯と今後の開催方針について ・なみはやグラウンドの管理運営について ・青少年センター愛称及びマーク募集・選定の実施について

## 午後3時00分開会

○古川教育長 ただいまから、泉南市教育委員会令和2年第11回定例会を開催いたします。

出席者が過半数であり、定足数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより、日程に入ります。

日程第1、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、教育委員会会議規則第12条により、教育長のほかに教育長において片木委員を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号、教育長報告を議題といたします。

今年も残すところあと一月余りとなりました。先日、信達小学校の前を通っておりましたら、窓に大きく「笑顔でコロナに倍返しだ！」と書いてありました。学校や子どもたちのたくましさを感じた次第でございます。現在のところ、泉南市の子どもや教職員に感染者は出ていませんが、世界や日本で再び増加傾向にあります。先日さらなる注意喚起を行うよう学校園に通知したところでございます。

さて、本日もお配りしております「教育長だより21」にも書かせていただきましたが、人類は、14世紀のペストの大流行を乗り越え、その先に「イタリアルネサンス」の花が開きました。平和学者のクレメンツ博士という方がいらっしゃいますけれども、その方がこのように述べております。「このたびのパンデミックは、今世紀の人类的課題、例えば不平等ですとか、恐怖、汚染、自然との不調和とか、そういったことを指すと思われまますけれども、それを解決し、世界が協力して新たなビジョンを築くためのチャンスである」と、そのようなことを述べておられていたようです。泉南市もこの困難を乗り越え、JET青年やGIGAスクール構想のタブレット端末の整備によりまして、「泉南市教育ルネサンス」ができると信じております。

最近の泉南市のホームページをごらんになったでしょうか。泉南市教育委員会各課の話題

が市のフェイスブックやツイッターに、次々と、生き生きとつぶられております。また、これらの話題にアクセスしやすいように、「教育委員会ポータルサイト」をつくりまして、トップページからすぐにごらんいただけるように工夫をいたしました。これからは、子どもたちも多くアクセスすると思います。教育委員会も新しい時代に対応してチャレンジしてまいりたいと考えております。

本日は、引き続き小中学校再編に係る複数原案を御審議いただくこととなっております。その他審議事項もございまして、盛りだくさんでございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの教育長報告に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、本報告を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号、事務局報告を議題といたします。岡田教育部長から、泉南市立学校情報セキュリティポリシーの制定について報告があります。

岡田教育部長。

○岡田教育部長 失礼いたします。資料は、泉南市学校情報セキュリティポリシー案、それから泉南市学校情報セキュリティポリシー実施手順書、参考例案としてG Suite for Educationの利用についてという資料がございます。

この情報セキュリティポリシーというのは、ICTの進展に伴って行政等で情報資産を安全に運用するためにつくらねばならないということで、市では平成17年か18年ごろから作成しておりましたが、学校現場におきましては、府籍の先生方が多いこと、組織的にコンピューターを導入していなかったことから、泉南市のセキュリティポリシーの対象ではありませんでした。

ただ、先ほど教育長からもお話がありましたとおりGIGAスクール構想の進展により、1人1台のタブレット端末を整備することにな

り、また、新型コロナウイルス対策として、先生方によりよくノートパソコンを1校当たり10台程度ですけれども配備できました。それから文部科学省もクラウドサービスをどんどん活用しなさいという方向になってきたということで必要に伴い、今回セキュリティポリシーを策定させていただいたものでございます。

まず泉南市学校情報セキュリティポリシー案をごらんください。ページを開いていただきますと、左側が目次、右側が「はじめに」となっております。

「はじめに」をごらんください。三角の図は、セキュリティポリシーの構成を表したイメージ図です。大きなピラミッド型の一番上が基本方針、この基本方針に基づいて対策基準というやや詳しいお話が入ってまいります。この2つの部分がセキュリティポリシーでございます。

一番下に実施手順ということで、実施手順書の冊子となり、具体的なことを書いております。

左側のページの目次をごらんいただきますと、第1章に情報セキュリティ基本方針、第2章が情報セキュリティ対策基準となっております。巻末には市の個人情報保護条例をつけております。

4ページと5ページをごらんください。第1章、情報セキュリティ基本方針、1番、目的でございます。泉南市立小学校、中学校及び幼稚園、以下学校の児童・生徒を初め、その保護者、校長、教職員等、学校に関わる全ての者の財産・プライバシー等を保護し、学校の安定的な運営を図ることを目的とし、泉南市学校情報セキュリティポリシーを策定するとなっております。

3番の定義では、ネットワークや情報システムに加えて一つの課題だったクラウドサービスも定義しております。

4番の(1)対象範囲について、組織の範囲は、学校の内部の全ての組織及びクラウドサービスを利用・管理する教育委員会となっております。そのほか委託事業者等が含まれます。

(2)人的範囲は、その学校の情報資産に関わる業務に携わる全ての職員です。非常勤職員や、外部の受託事業者を含みます。ここで御注意いただきたいのが、児童・生徒は含まないという点です。5ページの5番、本ポリシー及び関連法令との順守ということで、(1)職員との責務、(2)外部事業者への対応、(3)児童・生徒への対応がございまして、ここで学校は児童・生徒に対しても情報モラル教育の観点からセキュリティ、情報セキュリティの重要性を認知させるなど指導監督してまいります。

以降の内容としましては、市の情報セキュリティポリシーと他市の学校情報セキュリティポリシーを参考にして作成しております。クラウドサービスについては文部科学省が昨年新たに示した学校におけるクラウドサービス利用のポイントを盛り込んだ内容となっております。

次に、具体的に対応内容を書いておりますハンドブックの実施手順書をごらんください。

表紙に目次がありまして、先ほどのセキュリティポリシー本体の中身を抜粋しながら具体的に分かりやすい形で、イラストを盛り込みながら作成しました。職員はこちらを日頃から持って御対応いただくというイメージになります。

2ページ目には、セキュリティ事故を未然に防ぐためセキュリティに関するルールを知って適切に運用しましょうとか、3ページには責任体制として教育長、教育部長、参与、教育部の課長、学校長からなる責任体制を明示しております。

4ページにはその組織、5ページでは、情報の重要度を分けています。市のセキュリティポリシーでは大きく2段階ですが、学校の場合は重要度に応じてA、B、Cと分けております。Aは個人情報及びセキュリティ侵害が、児童・生徒及びその保護者等の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす情報としており

ます。Bはセキュリティ侵害が学校における事務執行に重大な支障を及ぼす情報です。Cはセキュリティ侵害が事務執行に軽微な支障を及ぼす情報です。このように、非常にざっくりした区分ですが、今回クラウド対応するためにその下に具体例をそれぞれ挙げております。

原則クラウドを使うべきでない厳秘の個人情報や機密性の高い重要な情報を、重要度Aにしております。ここには、児童・生徒の成績評価に関する情報が含まれております。ただ、重要度Bの中に、クラウドサービスを活用して日常的に授業で使用することから、Aに当たらない個人情報はクラウドで使えるようにしております。児童・生徒の出席簿、学校で事務処理される情報、それから食物等アレルギーに関する情報については生命・財産に影響を及ぼしかねません。しかし、注釈3に記載していますが、給食センターと学校など施設を越えた情報共有が必要であることから、これもクラウドで扱えるというように定義しております。

それから重要度Bの中では、意思決定前の本来秘密である事務情報、あるいは法的に漏れてはいけないという入札執行に係る資料などもBに該当します。配付物や日常的に配るプリント、通常の事務等は重要度Cに該当します。例えばお子様のテストの解答は成績評価に関する情報をつくるためのものということでAではなくBになり、それをまとめていった暁には重要度Aになります。例えばテレワークで、テストを自宅で採点していただく場合、重要度Bの情報になるので対応可能というような区分になっております。それ以降はそれぞれ情報セキュリティ対策とか情報の管理、USBの取扱い、クラウドサービスの利用等、順次書いております。

今回、こういったセキュリティポリシーを策定しまして、今後必要に応じて適宜修正しながら運用していくというところがございます。

タブレット端末について、教員用の百数十台が既に納品され、昨日も管理者研修を行いました。

た。小学校6年生と中学校3年生のお子様向けの端末も順次納品が始まってまいります。予定している12月1日には何とか間に合うだろうと考えております。

最後に、参考例案としたG Suite for Educationの利用についてという資料をごらんください。G Suiteを運営元Google社の決まりによりまして、12歳未満のお子さんが使う場合に保護者に必ずこういった同意書を取ってくださいとなっております。もちろん無料で使うことが前提ですが、これを取っておかないとGoogle社の規則違反という形になってしまいますので、取らないといけないというふうに認識しております。ついては、教育委員会、教育長名と各学校長名で、G Suite for Educationの利用については導入を決定しておりますので、このアカウントを利用いただくに際しては同意書を取らせてくださいという通知を發出します。

2ページ以降については、原則Google社が出しております情報になります。サービスを利用するに当たって、お渡しせざるを得ない名前、メールアドレス、パスワード、そういう情報をGoogle社に提供します、利用していく中でプロフィール写真などの個人情報も子どもさんから集めることがありますということや、端末の情報でどういう機械を使っているとか、記録を取っていますよとか、あるいはGPSで位置情報も取りますよとか、そういったことが明示されております。これも今後学校を通じて保護者の皆様にごらんいただきます。教育委員の皆様のお耳にも入るかもしれませんので、併せて報告させていただきます。

セキュリティポリシー等に関する御報告は以上でございます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようですので、次に泉南市学習用タブレット等貸与要綱の制定について、岩崎指導課長

から報告があります。

岩崎指導課長。

○岩崎指導課長 失礼いたします。私から泉南市学習用タブレット等貸与要綱についての御報告をさせていただきます。資料は1ページから12ページまでございます。

5,000台ほどのタブレットを子どもたちに貸与していくということでこの要綱を作成しました。泉南市に、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例がございます。それに基づいてICTを利活用した教育を進めるということで、第2条以降にこのタブレットの貸出しに関することを載せております。

1ページの下をごらんください。

第8条、貸出しの申請です。貸出備品の貸出しを受けようとする者、いわゆる子どもたちです。保護者、これは申請者です。4ページに様式第1号、泉南市学習用タブレット等借用申請書及び承諾書がありますが、タブレットを借りますという申請書を保護者に記入いただいて、学校に提出していただきます。

5ページには貸与条件ですが、この保護者に向けて出す様式1号の裏面に貸与条件も載せております。この様式第1号を受け付けてから、貸出しの決定を行います。

2ページをごらんください。第9条第2項で、教育委員会は、前項により貸出しを決定したときは、様式第2号、泉南市学習用タブレット等貸出決定通知書により、申請者に通知するとしております。6ページ、7ページに様式第2号を載せております。このタブレットの申請を保護者から受け、そして教育委員会から保護者に対し、決定通知を出すという手続を取らせていただこうと考えております。それから第10条で、貸出備品の貸出しを受けた者、いわゆる「利用者」である子どもたちの保護者は、タブレット端末を受領した場合は、8ページにございます、様式第3号、備品受領書を提出いただき、タブレットを受領したという報告をしていた

できます。

様式第4号の泉南市学習用タブレット等貸出備品変更通知書は、タブレットが何かの都合で貸し出す機材が変わる場合に通知します。

様式第5号の泉南市学習用タブレット等貸出備品亡失・損傷届は、タブレットをなくした、または損傷したということが起こったら、届出をしていただきます。

様式第6号の泉南市学習用タブレット等貸出決定取消通知書は、要綱の第12条にございます貸出備品の取扱いで、利用者がしてはならない行為を定めています。本来こういうことがないように指導を学校に指導していただく予定ですが、こういった行為が行われた場合、引き続き貸し出すことができないというようなことで、保護者に取消しを通知するという形のものを用意しております。これを基にしっかり学校を通じて保護者様、子どもたちに周知をさせていただき、タブレット学習で使っていただけるような形を整えてまいりたいというふうに考えております。

私からの報告は以上でございます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

藪内委員。

○藪内委員 9年間使用し終わった後、返したことを証明する、返還証明書のようなものはないのでですか。

○古川教育長 岩崎指導課長。

○岩崎指導課長 ありがとうございます。返還証明書につきましては、貸出期限が小学校においては6年生の卒業時、中学校においては3年生の卒業時を考えております。卒業と同時に返還いただくので、証明書は出さない形で考えておりました。

○**蕨内委員** それでは、返していないのに、返したと最後に言う人もいるかもしれないと思います。だから最後はきちんと返還したという証拠も書類として残しておかないといけないと私は思います。借りたものは返したということをしちんとしておかないと、後々トラブルなにかねません。要綱をつくるのであれば、最後に返還してもらうまできちんと定めるべきだと思います。

○**古川教育長** 岡田教育部長。

○**岡田教育部長** ありがとうございます。委員の御指摘を受け止めまして、今のところ第 17 条にそういった規定はございませんけれども、返却した際の証明を、付け加えさせていただく方向で考えさせていただきます。御指摘ありがとうございます。

すみません、今お手元に導入されるタブレット端末を持ってきましたのでごらんください。

○**古川教育長** 岩崎指導課長。

○**岩崎指導課長** これは子どもたちではなく、先生に使用していただく学校の予備機です。最初の画面に出てきましたアイコンが、子どもたちが使用できるアプリとなっております。特に右下にセルフサービスというアイコンがありますが、それを押していただきますといろいろなアイコンがまた出てまいります。例えば左上にビデオカメラのようなマーク、Clips は、例えば子どもたちが、本読みをしている自分の映像を撮ることができます。Gmail は、子どもたち一人一人に ID を付与して、メールをすることが可能になります。こういった Google の必要なアプリが入っております。

それから、スプレッドシート、ドキュメントがあります。通称スプレッドシートは、マイクロソフトでいうところの Excel 表計算ソフト、ドキュメントは、Word というものになります。

あと授業で子どもたちがその都度学習の時間に使っていただけるようなアプリがございます。特にインターネットに関しましては、かなり制限が厳しいです。危険なサイトに誘導されないようにガードをしております。これは個々の端末ではなく、一括で設定しており、親機からそういったコントロールをできる仕組みになっております。これから学習に用いてまいりますと考えております。

○**古川教育長** それでは、タブレット等貸与要綱の制定について、ほかに御意見ございますか。ないようでしたら、ほかに事務局報告はございますか。

ないようですので、以上で本報告を終了いたします。

次に、日程第 4、議案第 1 号、泉南市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。本議案の説明を西村文化振興課長からお願いします。

西村文化振興課長。

○**西村文化振興課長** 議案第 1 号、泉南市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明させていただきます。

公民館では、公民館運営審議会委員として現在 11 名を委嘱しております。今回の提案は、泉南市立公民館条例第 4 条の規定の学識経験者の基準で委嘱しております、泉南市議会厚生文教常任委員会委員長に異動があったことによるものでございます。前委員長の田畑仁氏が退任し、新委員長として河部優氏が就任されました。審議会委員の就任期間としましては、前委員の在任期間の令和 3 年 10 月 31 日となります。河部優氏を公民館運営審議会委員として適任者と認め委嘱したいので御提案いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○**古川教育長** ただいまの説明に対し、御質

問・御意見等はございませんか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第2号、令和元年度泉南市教育委員会点検・評価報告書についてを議題といたします。本議案の説明を桐岡教育総務課長からお願いします。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 それでは、議案第2号、令和元年度泉南市教育委員会点検・評価報告書について提案させていただきます。

まず提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務について、令和元年度の管理及び執行の状況について3回の評価委員会を開催いたしまして点検と評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出する必要があるため、このたび提案するものでございます。

作成した報告書については次のページをごらんください。こちらに点検・評価報告書の案をつけております。まず、簡単に全体の構成を説明します。

1ページに、「Ⅰ. はじめに」と教育委員会の説明を書いております。

2ページに、「Ⅱ. 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価の実施方針」についてまとめておりまして、「1. 趣旨」と「2. 実施方針」に分かれております。

まず、趣旨といたしましては、先ほど説明いたしましたとおり、法律の規定に基づき、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行

って、その報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たすものです。

実施方針としましては、1つ目、点検・評価につきましては、令和元年度に実施した所管事務及び事業の具体的施策の中から重点項目として抽出した事業を対象としております。

2つ目、点検・評価を行うに当たっては、泉南市教育委員会評価委員会を設置しております。

3つ目、評価委員の方は学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱して、それが終了したときには、解任されるものとしております。

4つ目、点検・評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を泉南市議会に提出し、その後公表することとしております。

3ページには、泉南市教育委員会が所管する事務の体系を載せておりまして、これは平成28年7月に策定しております泉南市教育振興基本計画の体系図になっております。この体系に基づいて、事務を執行しておりまして、重要項目として21の事業を評価対象としております。

4ページ、5ページには、21の具体的施策を載せております。令和元年度、点検・評価の重点項目としてそこには体系の基本方針に沿って、今回点検・評価の対象といたしました21の具体的施策と担当課を掲載しております。

6ページから9ページにつきましては、「Ⅲ. 教育委員会会議の開催状況」といたしまして、令和元年度の教育委員会の審議案件、報告事項等を列挙しております。

10ページから12ページにつきましては、「Ⅳ. 教育委員会会議以外の活動状況」といたしまして、大きく(1)から(3)まで分けておりまして、(1)が泉南市総合教育会議、(2)が各種研修会等への出席等、(3)が各種行事等への出席等をまとめております。

13ページからは、評価調書になっておりまし



て、まず14ページから17ページまで評価委員会による点検評価についてという総評になっております。

18ページ以降については、各事業の評価の個票となっております。そこには具体的施策の名称、取組の効果、今後の課題、それから泉南市教育委員会評価委員会の主な意見、教育委員会の考え方というものをそれぞれ記載されております。

最後、64、65ページをごらんください。

こちらは今回設置した評価委員会の根拠となります。評価委員会規則、最後のページには令和元年度事業の点検・評価をしていただきました教育委員会評価委員の方の名簿をつけております。

それでは、今回の評価につきまして簡単に説明させていただきますので14ページにお戻りください。

14ページは、評価委員会による点検評価についてです。これは評価委員会からの総評となるものでございます。

まず、教育委員会につきましては、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行うこととなっております。泉南市につきましては、先ほど説明しましたとおり教育委員会評価委員会が設置され、外部委員の第三者の立場で意見を述べることとなりました。具体的には、教育委員会は、まず前年度に実施した事業及び施策の中から、重点項目として抽出して事業及び施策について評価調書を作成し、次に評価委員会はそれを基に内容や実施状況について説明を受け、そして質疑応答を通じて理解を深める中で意見を述べて、評価委員会の主な意見として調書に記述しております。

以上の調書作成過程を経た上で基本方針の1から6までの順で事業及び施策を点検・評価した結果についての意見、総評をまとめております。

基本方針の1番、就学前保育教育の充実、こちらは評価調書の1と2に該当する2事業に該当するものでございます。

まず、園内研修や新任研修等を数多く実施して、教職員の保育力、指導力の向上に努められて、教育水準が確保されていることは評価できる。また、就学前施設と小学校や中学校との交流・連携の中で様々な形で連携が行われておまして、特に、支援が必要な子どもにおいても、きめ細やかな対応もされていると評価できるとされております。

2つ目、幼稚園施設の維持修繕を行うことによって保育教育環境を維持されていると評価します。ただし、今後も良好な教育環境を確保するために予算確保をしっかりと行い施設の保全に努めていただきたい。

2番、小中学校の教育力の充実、これは評価調書の3、4、5、6、7、8の6事業についてでございます。

まず1つ目、小中一貫教育実務担当者会議の連絡会において各中学校区の中で小中一貫教育活動計画を作成するなど、取組を進めていることは評価できます。その取組の中で小中学校の先生方が協同して、さらに教育研究を進めていくことを期待します。

ページ変わって2つ目、学力向上に向けて、各校で組織的な授業改善の取組が進められていることは評価できます。現在、子どもたちが主体的に学ぶ姿勢を持ち、コミュニケーションを図りながら、対話的に学び、それが深い学びにつながっていくような授業を求められているので、各学校現場や学生生活のサポートをお願いしたい。

3つ目、生徒指導において「いじめアンケート」による早期発見と早期対応の体制づくりがいじめ解消につながっていることは評価します。今後はそれに加えて、学校外で見られる、不適切な行動についても、関係諸機関と協議しながら、青少年の健全な育成に向けた対応を期待します。

4つ目、学校給食につきましては、安全安心な給食が提供されておりまして、食に関する指導の向上に努められていると評価します。昨年度末のようなコロナウイルス感染症による突発的な臨時休校のときには、余剰食材等を無駄にしないよう柔軟な対応をお願いしたい。

5つ目、スポーツ推進事業委員事業においては、子どもたちにスポーツをするきっかけや、機会の提供を進めていることは評価できます。今後そのような広報活動等を強化して、スポーツに触れる子どもたちを増やしていただきたいとされております。

6つ目、学校司書の配置により、各学校の環境が整備されつつあり、特色ある学校図書館づくりが進められていることは評価できます。今後につきましても、学校司書の増員及び蔵書が充実されるよう予算確保に努めていただきたい。

3番、明るく安心できる学習環境の整備、充実、これは評価調書の9、10、11の3事業になります。

1つ目、学力向上、生徒指導等、幅広い領域で研修を実施され教職員の資質向上に努められていることは評価できます。先輩教職員や他校教員の授業見学や研修を一緒に受講するなどして学ぶことは教育力の向上につながるため、さらに充実してください。

2つ目、「子どもの声制度」につきましては、周りの人に相談できない子どもの相談場所が広がる意義のある取組である。全ての子供たちに趣旨が伝わるような工夫に努めていただきたい。また、本来であれば、この制度を利用せずとも子どもたちが学校の先生方に悩みを伝え、相談できることが大切であり、その学校生活の中で相談や対話ができる体制づくりをさらにお願いしたい。

3つ目、人権教育においては、各学校園の人権保育教育推進計画の中で三側面の力を意識して、着実に取組を進めていることは評価できます。一方、調整区解消については、非常に難

しい問題であるため、今後も粘り強く進めていただきたい。

ページ変わりまして16ページ、基本方針の4番、安全、安心な教育環境の整備についてです。これは評価調書の12、13の2事業になります。

1つ目、ブロック塀の改修や空調設備の設置等、教育環境の整備が推進されていることは評価します。ただし、老朽化が顕著な施設が多く、予算確保とともに、施設保全に努めていただきたい。

2つ目、通学路の安全対策のため、泉南市通学路安全対策推進協議会を開催し、相互の情報共有や危険箇所の点検等を実施し改善を図っていることは評価します。ただし、通学路の見守り活動していただいている方々の高齢化が進み、人数も少なくなっているため、新たな取組も模索していただきたい。

基本方針の5番、生涯学習の推進、評価調書の14、15、16、17、18、19の6事業でございます。

1つ目、青少年センターにおいて、元気広場など数多く取組をされており、安全で安心な子どもの居場所を提供できていると評価します。また、子どもたち自身が考え、企画、運営する取組は、生活面や行動面につながる取組であり、子どものエンパワーメントを引き出す取組として高く評価します。

2つ目、文化遺産の活用において、歴史・文化に触れる機会を提供し、歴史・文化を理解、認識する契機を提供していることは評価します。また、市民協働や地学連携により、文化財活用の担い手を育成する工夫も評価できます。泉南市の文化遺産の周知や活用を、埋蔵文化財センターを中心に行っていただきたい。

3つ目、生涯スポーツの普及振興のため、様々な取組をされていることは評価します。少子高齢化によりその参加人数が年々厳しくなっていると思うが、参加が少ない世代を巻き込むような工夫をお願いしたい。

4つ目、公民館につきましては、地域住民にとって最も身近な文化芸術活動や生涯学習の大切な場であり、公民館活動がさらに充実することを期待します。社会人や御高齢の方の利用も多いと思うが、子どもたちが参加できるようなイベントや催し物を計画し、もっと子どもたちにも活用してもらおう工夫をお願いしたい。

5つ目、図書館が地域の情報拠点だけでなく憩いの場等になっていることがうかがえ、評価できます。今後とも市民や子どもたちが本に触れる機会、読書に親しむ機会が増えるように努めていただきたい。

6つ目、留守家庭児童会につきましては、職員の資質の向上に努めていること、また職員の勤務体制を工夫することで、開所時間を延長し、利便性を向上させていることは評価します。

17 ページをごらんください。基本方針の6番、市を挙げての教育施策の推進体制の確立、評価調書の20、21の2事業でございます。

その1つ目、せんなん子ども会議は、子どもの権利条例の周知啓発、子どもの意見表明の場、まちづくりへの参加等の重要な役割を担っており、年々上昇する認知度も踏まえ、高く評価できます。会議に参加していた子どもたちが大学生になり、スタッフとして戻ってこられたことは、非常によい傾向だと思います。これが長く続き、スタッフが充実し、子どもたちのエンパワーメントを引き出す取組を期待します。

2つ目、就学援助の制度につきましては、小学生の入学準備金が入学前の3月に支給されるようになったことは、保護者や子どもにとっては大変意義があります。御家庭の経済状況が子どもたちの教育に影響することがないように今後も支援をお願いしたいとされております。

最後に、全てを点検し基本方針ごとに評価した結果として7番、総評として、教育委員会では、教育振興基本計画の基本理念を実現するため、6つの基本方針を定め、様々な具体的施策や事業を展開している。そのうちの重点項目に

ついて今回意見を述べさせていただいたが、教育委員会の各施策に対する自己点検、効果や課題の整理、今後の方向性の検証が適切に行われていることは評価できる。

教育委員会の各課においては、重点項目以外の取組についても自己点検を行い、取組の効果や今後の課題を検証することもお願いしたい。

また、来年度の点検・評価では、今回の評価委員会で報告された課題の解消に向けた取組の「ねらい・内容・結果」が確認しやすい評価調書の作成をお願いしたい。

教育委員会が所管する施策は、未来の泉南市担う子どもを育てることに直結するので市民（保護者）の教育に対する関心や要望、期待などが大きい。

財政状況が厳しい中で限られた予算を活用し、事業を精選し、喫緊の教育課題に取り組むなど一般的によく努力されているが、さらなる創意工夫をすることによって教育環境の整備を積極的に推進されることを願っている。

次年度以降も今年度の効果の高い事業や取組を継承するとともに、やり残した課題を改善し、新たな視点で施策を立案して泉南市の教育行政が充実・発展していくことを期待するとされております。

以上、令和元年度、市教育委員会が実施した具体的施策事業について第三者の観点から点検・評価していただいた結果報告とさせていただきます。

なお、本会議で御承認いただきました後につきましては、議会での説明をもって提出に代える予定でございますので、甚だ簡単ではございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第3号、令和3年度泉南市公立小・中学校教職員人事基本方針についてを議題といたします。本議案の説明を北口教育部参事からお願いします。

北口教育部参事。

○北口教育部参事 それでは、令和3年度泉南市公立小・中学校教職員人事基本方針について御説明します。

提案理由といたしましては、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則（平成15年泉南市教育委員会規則第21号）第2条第1項第9号の規定により、本方針を改正する必要があるため、提案するものであります。

2ページ、3ページをごらんください。

2ページにありますように、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「令和3年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」にのっとり、改正いたしております。

大きな改正点といたしましては、年度の改正ということだけにはなっております。これに基づきまして、1番、教職員の人事、2番、校長及び教頭の人事、3番、女性教職員の人事について、年度末に向け人事異動を図っていきたいと思います。

なお、先ほど桐岡教育総務課長からお話があったように、本市では小中一貫教育を推進していこうと思っております。この人事に関しましても、その観点から小中の教職員の人事異動も考えております。

なお、今後の予定にはなっておりますけれども、新規採用教職員の配当につきましては、令和3年1月中旬に小学校の教職員と養護教諭の教員、2月上旬には中学校の教員と事務職員

の配当がございまして、それを基にして年度末に向け教職員人事を進めてまいります。

このことについて、御審議のほどよろしくお願いたします。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようですので、以上で質問・意見を終了し、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第4号、泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本議案の説明を高山生涯学習課長からお願いします。

高山生涯学習課長。

○高山生涯学習課長 それでは私から御説明させていただきます。留守家庭児童会には、放課後児童支援員という者を置かなければならないことになっておりまして、5ページをごらんください。

5ページの上の第34条の8の2のところで、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない、2で、市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、となっておりまして、今回のその基準が変更されました。

放課後児童支援員というのは、6ページの、第10条第3項第1号から第10号までに該当する者が研修を受けて、初めて放課後児童支援員の資格取得できます。次に4ページを見ていただきまして、改正前については都道府県知事または地方自治法の指定都市の長が行う研修を

修了したものとなっておるところを今回、都道府県知事または地方自治法の指定都市もしくは中核市の長が行う研修を修了したものというふうに改正されました。今までは都道府県か50万人以上の指定都市が行うこととなっておった研修が今回20万人以上の中核市でも研修を行いますよと、そこで受けることで支援員が受けやすくなるという形になったこととなります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第5号、令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会所管分）についてを議題といたします。本議案の説明を桐岡教育総務課長からお願いします。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 議案第5号、令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会所管分）について、御説明させていただきます。

まず2ページ、こちらに総括として各課の歳入と歳出の概要を載せております。

1. 総括について、文化振興課、歳入が10万円、歳出が10万円。指導課の歳入が2,352万円、歳出がマイナス4,351万5,000円。合計が、歳入が2,362万円、歳出がマイナス4,341万5,000円となっております。

詳しい内容につきましては、次ページ3ペー

ジをごらんください。

2. 歳入について、1つ目、文化振興課、寄附金、教育費寄附金、10万円です。こちらは「国際ソロプチミスト大阪りんくう」から図書購入のための寄附金を受けるものでございます。

2つ目、指導課、国庫支出金、教育費国庫補助金、2,352万円です。内訳は、公立学校情報機器整備費補助金として2,269万9,000円、家庭学習のための通信機器整備支援事業として、先ほどのタブレットを家庭で使用することができるようにするための附属機器の整備に対する補助になります。それから公立学校入出力支援装置購入事業、こちらはタブレットを使用する際に入力支援をするための機器の整備に対する補助でございます。それから、学校保健特別対策事業費補助金として、82万1,000円、これはマスクや消毒液などコロナ対策でこれまで購入、または今後購入する物品等に対する補助を受けるものでございます。

続きまして、3. 歳出についてです。1つ目、文化振興課、図書館運営事業として10万円です。これは先ほどの「ソロプチミスト大阪りんくう」からの図書購入寄附金の受領に伴う女性問題に関する図書購入費を計上するものでございます。

2つ目、指導課、教育推進事業として62万7,000円です。これは備品購入費として、先ほどの入出力支援装置の購入事業としてタブレットを使用する際にその入力を支援するための機器の購入経費を計上するものでございます。

3つ目、指導課、就学援助事業として、マイナス228万円です。これは、給食費の無償化により、扶助費、要保護及び準要保護児童生徒援助費、学校給食費の臨時休業1か月分の減額、それを計上するものでございます。

4つ目、指導課、小学校情報機器整備事業として2,609万6,000円です。内訳は、先ほど説明したタブレットを購入の際に入札の結果として役務費（通信サービス料）がマイナス2,570

万円です。委託料（システム構築委託料）がマイナス440万円。備品購入費が400万4,000円。これを合計してマイナス2,609万6,000円を減額するものでございます。

5つ目、指導課、就学援助事業として、マイナス130万円です。こちらも小学校費と同じように給食費の無償化により、扶助費として要保護及び準要保護児童生徒援助費、学校給食費の臨時休業1か月分を減額するものでございます。

最後に4ページ、6つ目、指導課、中学校情報機器整備事業として、1,446万6,000円です。内訳は、タブレット購入に関して入札の結果として役務費（通信サービス料）のマイナス1,410万円。委託料（システム構築委託料）がマイナス210万円。それと備品購入費、これがプラス173万4,000円。それを総合しまして合計でマイナス1,446万6,000円を減額するものでございます。

議案第5号につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

よろしいですかね。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第6号、泉南市立小中学校再編計画〈複数原案〉についてです。

本件については、計画策定に影響を及ぼす可能性があることから「泉南市教育委員会会議規則」第8条第1項の規定に基づき、秘密会として議論することを発議します。

なお、泉南市総合教育会議において泉南市立

小中学校再編計画が策定された後に、議決により会議録を公表する予定です。

議論を公開しない秘密会にするには、「泉南市教育委員会会議規則」第8条第1項の規定により、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数の議決を要し、かつ、同条第2項により、討論を行わないでその可否を決しなければならないことと規定されております。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。泉南市立小中学校再編計画〈複数原案〉については、公開しない秘密会により議論をすることに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって本議案については、秘密会により議論をすることに決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方及び「教育委員、教育委員会事務局職員」以外の方は、退席をお願いいたします。

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

それでは、傍聴の方及び「教育委員、教育委員会事務局職員」以外の方に、再度入室していただきます。

次に、日程第10、その他といたしまして、学校給食アンケート結果について桐岡教育総務課長から説明があります。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 それではその他（1）、令和2年度学校給食アンケート結果について、説明させていただきます。

調査の目的は、児童生徒の給食に関する嗜好の傾向や残食の原因等を把握して、これからの献立作成の参考とするため実施いたしました。

調査期間は、9月10日から9月25日まで、調査対象は小学校については10校の4、5、6年生の児童1,690人、中学校については4校の1、2、3年生の生徒1,640人になっております。

結果につきましては、2ページ以降、生活アンケートと給食アンケートに分かれております。給食アンケートについては3ページ、令和2年度小学校給食アンケート結果をごらんください。

（1）学校給食に満足していますかという項目については、満足している、大体満足しているの割合がそれぞれ54%と31%、合計で85%になっておりまして、昨年度のアンケートと比べまして1ポイント増加しております。満足している理由につきましては、友達と一緒に食べられるというのが一番ポイントとなっております。ここは新型コロナウイルスの影響から11ポイント減っております。

4ページ、好きな給食のパン・御飯・飲み物

の一覧を載せております。続いて（５）好きな給食のおかずについても１位から１０位まで載せております。

５ページ、こちらが中学校給食のアンケート結果になります。中学校は、満足している、大体満足しているが５１％になっておりまして、昨年度アンケートと比べまして７ポイント増加しております。ただし、やっと５０％を超えた状態でございますので、さらにここが増えていくよう献立等の工夫をしていきたいと考えております。

給食のアンケート結果につきましては、以上でございます。

**○古川教育長** ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

それでは次に、ワールドマスターズゲームズ２０２１ 関西の開催延期の経緯と今後の開催方針について及びなみはやグラウンドの管理運営について石橋教育部参事、高山生涯学習課長から説明があります。

石橋教育部参事。

**○石橋教育部参事** ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催延期について御説明させていただきます。

当初 2021 年 5 月 14 日から 5 月 30 日まで開催予定で、泉南市では 2021 年 5 月 29 日にオープンウォーター競技を開催予定で検討を重ねてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大オリンピックの延期等で 5 月開催が非常に難しくなりましたので、11 月 4 日に I M G A 国際マスターズ協会総会に延期の提案をいたしました結果、ワールドマスターズゲームズの 1 年延期が承認されました。日程については継続して調整を行うということが確認されました。

これにつきまして、2021 年から 22 年に開催されることが決まりましたので、本案を泉南市実行委員会ワールドマスターズゲームズ実行

委員会の総会を 11 月 22 日に開催いたしまして、今後の方針について委員の皆様のお意見を伺う予定でございます。

以上でございます。

**○古川教育長** 高山生涯学習課長。

**○高山生涯学習課長** その他の（３）なみはやグラウンドの管理運営について説明させていただきます。

サザンスタジアムの海側にあるなみはやグラウンドですが、ここは大阪府の南部流域下水が持っているグラウンドになります。今までは委託料を受けて我々生涯学習課で管理運営しておりました。ことしの 8 月からロングパークで合宿事業をしております R プロジェクトが使用したいということで、管理運営していただければ使っていいよという形で、管理運営していただいています。今まで金土日祝しか使っていなかったのですが、R プロジェクトが管理することによって平日も使えるようになっております。

私からは以上でございます。

**○古川教育長** ただいまの 2 つの案件、説明に対し、御質問・御意見はございませんか。

それでは、次に青少年センター愛称及びマーク募集・選定の実施について山口教育部参事からお願いいたします。

山口教育部参事。

**○山口教育部参事** その他（４）泉南市立青少年センター愛称及びマーク募集・選定の実施について、御説明申し上げます。

趣旨・目的等をごらんください。

この事業に関しまして、対象の児童は市内の小中学生を対象に行いました。実施内容ですが、G Suite で既に委員の皆様にお知らせさせていただきましたが、「なないろ通信」第 3 号におきまして、愛称及びマークを募集いたしました。

その後、応募のありました資料につきまして、実施内容の（２）ですが、第２回青少年運営会議（仮称）にて、応募のあったマークの中から愛称３件、マーク５件を選定して、さらにそこから投票という形を取らせていただいています。

別紙資料の①をごらんいただきましたら、27件のマークと愛称が24件です。これが出て、その資料②をごらんいただきたいんですけども、これが運営会議で選びました愛称３件とマーク５件、これを候補として挙げ、ここからさらに実施内容の（３）ですけれども、「なないろ通信」第６号でマークを投票してほしいということでお子さんたちに投票していただきました。投票期間が10月31日まででしたので、Eメール投票も行いまして121件の投票で結果決まりました。資料②をごらんください。マークは④番のハート形のにこにこお子さんが笑っているマークです。愛称は⑥番の「みんな仲よし」に決定いたしました。

以上、御報告させていただきます。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

岡田教育部長。

○岡田教育部長 失礼します。私の先ほどのG Suiteの説明で誤りがありました。保護者同意を取るのが12歳未満と申しあげましたけれども、未成年の方が使う場合全員ということでしたので訂正させていただきます。失礼しました。

○古川教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これまでの報告、議案のほかにも、御質問、御意見等はございませんか。

ないようでしたら、次回、泉南市教育委員会令和2年第12回定例会の日程について、お諮

りしたいと思います。

原則第2火曜日ということですが、日程について、桐岡教育総務課長から提案をお願いします。

（日程調整）

○古川教育長 それでは、次回の教育委員会定例会の開催日時は、令和2年12月14日15時といたします。

以上をもちまして、泉南市教育委員会令和2年第11回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署 名 （ ）

（ ）